

農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 農地中間管理事業の推進</p> <p>第一節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針(第三条)</p> <p>第二節 農地中間管理機構(第四条―第十六条)</p> <p>第三節 農地中間管理事業の実施(第十七条―第二十二条)</p> <p>第四節 連携及び協力等(第二十三条―第二十六条)</p> <p>第三章 雑則(第二十七条―第三十三条)</p> <p>第四章 罰則(第三十四条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 この法律において「農地中間管理権」とは、農用地等について、 次章第三節で定めるところにより貸し付けることを目的として、</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 農地中間管理事業の推進</p> <p>第一節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針(第三条)</p> <p>第二節 農地中間管理機構(第四条―第十六条)</p> <p>第三節 農地中間管理事業の実施(第十七条―第二十二条)</p> <p>第四節 連携及び協力等(第二十三条―第二十五条)</p> <p>第三章 雑則(第二十六条―第三十二条)</p> <p>第四章 罰則(第三十三条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 この法律において「農地中間管理権」とは、農用地等について、 次章第三節で定めるところにより貸し付けることを目的として、</p>

農地中間管理機構が取得する次に掲げる権利をいう。

- 一 (略)
- 二 所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託（第二十七条第一項において「農地貸付信託」という。）の引受けにより取得するものに限る。）
- 三 (略)

## 第二章 農地中間管理事業の推進

### 第四節 連携及び協力等

（農業者等による協議の場の設置等）

第二十六条 市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

農地中間管理機構が取得する次に掲げる権利をいう。

- 一 (略)
- 二 所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託（第二十六条第一項において「農地貸付信託」という。）の引受けにより取得するものに限る。）
- 三 (略)

## 第二章 農地中間管理事業の推進

### 第四節 連携及び協力等

（新設）

2 | 市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるよう努めるものとする。

### 第三章 雑則

第二十七条～第三十一条 (略)

#### (事務の区分)

第三十二条 第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第三項及び第五項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十三条 (略)

### 第四章 罰則

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

### 第三章 雑則

第二十六条～第三十条 (略)

#### (事務の区分)

第三十一条 第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第三項及び第五項、第二十条、第二十一条第二項、第二十七条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十二条 (略)

### 第四章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

罰金に処する。

一 第三十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 (略)

附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し（農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。）その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二十六条第一項の協議の結果の取りまとめの状況等を踏まえ、同項に規定する協議の場に関し、そのより円滑な実施を図るための法制上の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

罰金に処する。

一 第二十九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十九条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 (略)

附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体を含むこれらの事業の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第	第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第三項及び第五項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
-----------------------------	---

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第	第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第三項及び第五項、第二十条、第二十一条第二項、第二十七条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
-----------------------------	--